2026年6月25日

予備３０－１７

肢ア

株式名簿の記載がなければ，株式会社その他の第三者に対抗できない。

その結果，会社は，名簿にいなかったら，譲受人を株主として取り扱ってはいけないのか。不都合，実体があって，手続が欠けただけで，本来の権利が行使できないのは問題。

本件の場合，譲渡人が行使できることになってしまう。常に譲渡人に行使されるのは，会社として不利益な場合もあるだろう。

これを考慮すると，実体を優先すべき。すなわち，譲渡人に権利行使をさせる必要がある。１３０条１項。会社の事務手続の便宜。会社からその利益を放棄することは可能。

肢イ

検査役の選任（少数株主権，３５８条１項１号)。権利行使後は，保全のため新株発行後でも調査できるのでは。不都合，業務執行が遅くなり，全体の利益が害される。

迅速に業務執行を行わせるべき。したがって，不適法となる。

請求者の保護は，事後的な責任（８４７条）の話となるだろう。

肢ウ

会計帳簿（計算書類を作るための元帳)。請求を行う株主（少数株主権※濫用のおそれあるから）は，理由は明らかにする必要ある。会社の内部情報になるので，危険があるから。

事実について，立証が必要かといったら不要。確かに，濫用の恐れがあるので，立証まで必要では。不都合，請求が遅くなる，株主の負担が重くなる。そこで不要。

請求者の権利濫用の危険については，会社側（４３３条２項）で判断することになる。

肢エ

４３３条２項３号。主観的意図がないときでも，拒める。明文は目的の記載なし。２項１号，２号は目的。３号も目的が必要なのではないか。不都合，会社側の利益が害される。情報等が競争相手に漏れるので。制限する必要がある。そこで，条文通り拒絶目的不要。

なぜ，閲覧拒絶できるか。その目的を理解することが大事。

肢オ

権利義務は，承継が原則。株主としての権利も承継するのが筋。

もっとも，決議取消の訴え（共益権），請求者が自分の意思で行使したものであって，性質上，一身専属権として，例外的に承継しないのでは。

不都合，違法，取消事由があった場合に，偶然の事情で請求を免れることになる。

承継を認める必要あり。共益権も自益権の価値を実現するためのもの。密接不可分，共益権のみをもって一身専属とはならない。原則通り。

共益権：

株主が会社の経営に参加し、会社の経営を監督・是正する権利です。 共益権の中心を成すのは、株式総会での議決権です。

予備３０－１８

肢ア

有利発行の場合，特別決議。有利発行でない場合は特別決議不要。普通決議で足りる。

実質的に考えても，特別決議を要求すると，ストックオプションが取りづらくなり会社にとっても不利益。

ストックオプション。会社の業績があがれば株価に反映されるので，報酬の代わりとして行われるもの。成果に応じで，支払いができるので，会社としても活用のメリットが考えられる。

肢イ

合併後も，予約権として存続する旨を定めることができる。

イメージ，ベンチャー企業が伸びて，大手企業に買収されて合併したような場合，取締役が責任者として残る場合などが考えられるだろう。さらなる業績アップを期待して，新株予約権を持てた方が便利である。

肢ウ

買取請求できない。新株予約権の段階では，まだ出資していない。株式のように投下資本の回収という話は出てこない。

また，一方的な買取を認めることは，会社にとって不利益になる恐れある。

例えば，取締役が途中でやめるような場合（ストックオプションの新株予約権）を保有。その時に，業績を上げてないようなものだった場合に，一方的な請求を認めるは問題。

肢エ

著しく不公正な方法で発行が行わる時は，やめること請求できる。経営上の争いがあるような場面を想定。本来は契約自由であるが，支払比率の変更など株主の利益が不当に害される恐れあり

肢オ

新株予約権。株式をもらう権利。株式の大きさに依存する。予約権を分割併合しても，法律関係が複雑になるだけ。実際に行使する場面を想定すると分かる。

予備３０－１９

肢１

招集手続，通知必要が原則。したがって，全員が承諾しても行うべきとも。不都合，手続が迂遠，不要な事務手続を法が要求することになり私的自治に照らし問題。

迅速に手続が行えるようにする必要あり。

通知，株主の監督権を適正に行使させる趣旨。株主の権利行使のためのもの，したがって，株主が放棄できる，全員が承諾すれば省略可。

権利行使は，株主，各々の問題，多数決で決まる問題ではない点は注意する。

肢２

株主は，株主総会のメンバーであるので，議案提出が認められる。ただ濫用のおそれもある。そこで，取締役会設定会社の場合，目的に関しては少数株主権（３０３条２項），８週間前。招集通知にのせる必要があるため。

本件の場合，目的である事項に関する議案の提出。

（目的設定と目的に応じた議案の提出はレベルが違うことを確認）

この場合は，その場でも提出できる。

３日前に締め切った方が会社の事務手続の便宜が図れるが，緊急の場合，提出を認める必要があると思われる。例えば，総会直前で，不正などが判明した場合に，議案の提出を必要があるだろう。状況は日々，動くことを想定する。そうすると，当日まで，動議を認めた方が便宜と思われる。

肢３

提案したのに，通知がなされなかった，招集手続に瑕疵あり。総会全体に瑕疵があるとして，関連しない目的も取消できるか。不都合，決議があるに，当該目的が実行できないことになる。迅速性が害される。ビジネスにおいては，迅速性が勝つ。許容性，取消事由，株主の手続保障，関連性がある部分のみ認められる。

手続の実効性を伴わせるために，忘れた会社を制裁するものと考えれば，全体を取消事由と考えることもできるだろうが，事務を忘れた行為に対する会社の責任が大きすぎるように思われる。

肢４

訴えの利益，判決を得ることで解決する法的利益があるかの問題。

取消の訴え，形成の訴え。退任したので，もはや判決を得る意味がない。

悪用する場合は別だが。そこで，判例も特段の事情がない限り，訴えの利益がなくなるとする。

肢５

特別利害関係。取消事由。ただ，著しく不当でないとダメ（８３１条１項)。

理由，株主は，自己の利益のために議決権を行使できる。実質，所有者だから。

特別利害関係でも，適法が筋。しかし，あまりにも濫用的な行使を認めると，少数株主が害され，株式会社の制度も適正に機能しなくなる。そこで，限定的に取消事由となる。

この辺の理解が得れば，無効事由と比べて，軽微であることの判断はできるだろう。

予備３０－２０

肢ア

原則，取締役会が代表取締役を選解任できる。本件の定款の定めは，株主総会で選解任を認めるもので，取締役会の監督機能を弱めるもの。

肢イ

取締役全員を代表取締役に選任することは会の監督機能を弱める。取締役が全員，業務執行を行うことができることなり，監督に集中する取締役がいなくなるので。

肢ウ

取締役会が代表取締役を解職すること。監督権のそのもの。解職権を持つことで，業務執行権の濫用を防止する。

肢エ

取締役会は，本来，メンバーである取締役が招集できる。しかし，限定するということは，会の開催がしづらくなる。監督機能を弱める方向に働く。

肢オ

３か月に１回以上，開催を必要とする。取締役会の形骸化の防止。

監督機能の強化に繋がる。

予備３０－２１

肢１

総会決議で解任できる。特別決議。委任契約，解任の自由がある。

ただ，独立性を保護する必要があり，特別決議で保護している。

正当な理由は，損害賠償の問題。

肢２

会計監査人，原則，取締役会。ただ，それだと時間がかかる。会計監査を適正に進めるため，問題がある場合は，迅速に解任できる必要あり。

そこで，監査役の全員同意で解任できるとする。全員としているのは独任制があるので，それぞれの意思を尊重する必要があるためである。

肢３

取締役会の決議の省略は，可能。原則，議決が必要だが，争いがない部分について集まらないとすると，迅速性に欠ける。省略可。

もっとも，監査役が承諾していない場合は，開催必要あり。業務監査（適法性監査）を行わせる必要があるため。

肢４

監査役，業務監査（適法性監査）を行う。不正な行為があった場合は，監督機関である取締役会に報告するのが職務

肢５

原則，親会社のみ。直接の契約関係がないから。ただ，親子でやらないと粉飾の危険がある。適正に会計監査を行う必要がある。

そこで，必要がある時は，子会社も調査可能。

予備３０－２２

肢ア

利益相反取引の場合は，利益と損失の推定規定はない。

これがあるのは，競業避止。取引数が限定されている利益相反取引においては，損害額の立証の困難性の問題が生じない。

原則通り，会社側が立証すべき。

肢イ

監査役会，社外監査役と責任限定契約を結ぶときは，各監査役の同意が必要。

取締役の責任を追及する場合，会社の代表は監査役。監査役は，独立している。

そうすると，各監査役の職務内容に責任限定契約の内容が影響することになる。

したがって，各監査役の同意が必要となる。

肢ウ

第三者の場合は，過失責任。推定規定。第三者が利益を得ている場合，免責の余地を認めるべき。なお，自己責任の場合は無過失。行為はコントロールできるので。

肢エ

監査報告は適正に行うべき。したがって，虚偽の報告をした場合は，職務を怠っているので責任を負う。もっとも，一般原則によれば，請求したい第三者は，過失を立証しなければいけないことになる。ただ，これを貫くと，立証の困難性により不当な結果を招くことになる。そこで，法は立証責任の転換を図っている。

肢オ

共に責任を負うときは，連帯債務。

第三者との関係は，協力関係。それぞれが，全部責任を負うことで，第三者を保護するべき。